

協議事項2 保護司への支援について

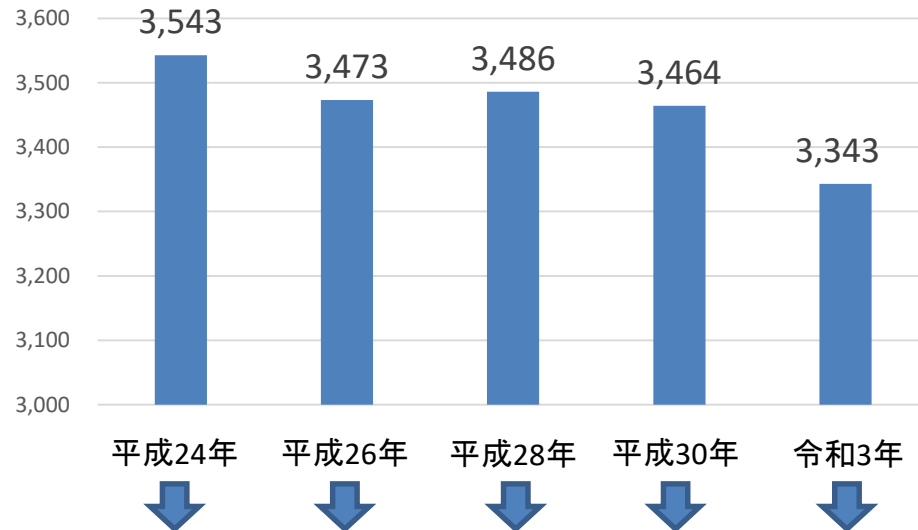
- 保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア
主な職務は、
 - ①保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をすること
 - ②刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること
 - ③犯罪を予防するために啓発活動を行うことなど
- 法務大臣の委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、任期は2年、ただし、再任は、原則76歳未満まで
- 給与は支給されず、職務に要した費用の全部又は一部が実費弁償金として支給
- 政治的行為の禁止又は制限に関する規定は適用されない
- 全国の保護司定数52,500人

保護司の状況(令和3年1月1日現在)

- 管内の保護司定数は4,375人(管内33保護区に配属)
- 保護司人員:3,343人(うち女性:1,122人)
- 充足率(保護司人員/保護司定数):76.4%(全国平均は89.1%(令和2年1月1日現在))
- 平均年齢:63.4歳(全国平均は65.1歳(令和2年1月1日現在))

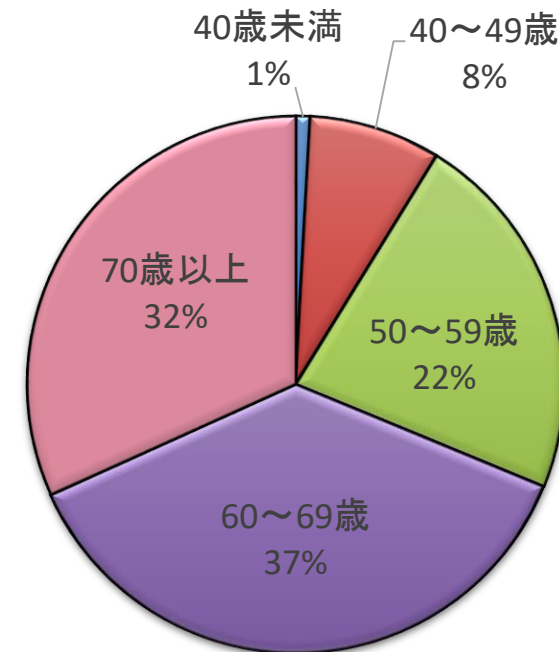
【保護司の人員の推移(各年1月1日現在)】

保護司定数4,375



充足率 (%)	81.0	79.4	79.7	79.2	76.4
女性人員 (人)	1,157	1,117	1,116	1,140	1,122

【保護司の年齢構成比(令和3年1月1日現在)】



1 担当保護司の複数指名

《課題》

特に必要と認めるときは、保護観察の長は、保護観察対象者等に対して複数の保護司を指名することができるが、複数指名の実績がある保護司は少ない

⇒経験の不足や、担当指名がないことが、保護司の不安材料や早期退任の理由

《支援》

担当保護司の複数指名の積極的な活用(令和3年6月1日から)

- 適当でない特段の事情がある場合を除き、原則として複数の保護司を指名
 新任保護司(委嘱されて4年未満)、複数指名を希望する保護司など
- 各保護司の役割分担を明確化
 家族担当と本人担当、本人担当と関係機関担当で役割分担、男女の保護司で協働
- 生活環境調整事件についても複数指名

2 保護観察対象者との面接場所の確保支援

《課題》

保護司の処遇活動や犯罪予防活動を行う拠点として、保護司会による更生保護サポートセンターを設置を推進し、保護司が自宅以外で面接できる環境を整備

⇒サポートセンターの面接利用は低調、設置場所や開所時間と保護司の面接がマッチしない

《支援》

サポートセンターのサテライトを設置、開所時間の見直し、一時的な面接場所の確保

- 都内33保護司会全てにサポートセンターを設置、更にサテライト設置を支援
- 多くのサポートセンターの開所時間は平日昼間、開所時間の見直しを検討
- 少数であるが、民間の施設を借用、借料が発生しているサポートセンターがある
- 一時的に面接場所に利用できる場所の確保を区市町村に依頼

3 報告書に係る情報技術の活用

《課題》

保護司が作成する報告書には、保護観察対象者等の個人情報や保護観察の経過など秘匿性が求められる

⇒情報セキュリティの懸念などから、パソコンを利用して作成する保護司は少ない
電子メールでの報告書の提出が認められておらず、多くの保護司は郵送

《支援》

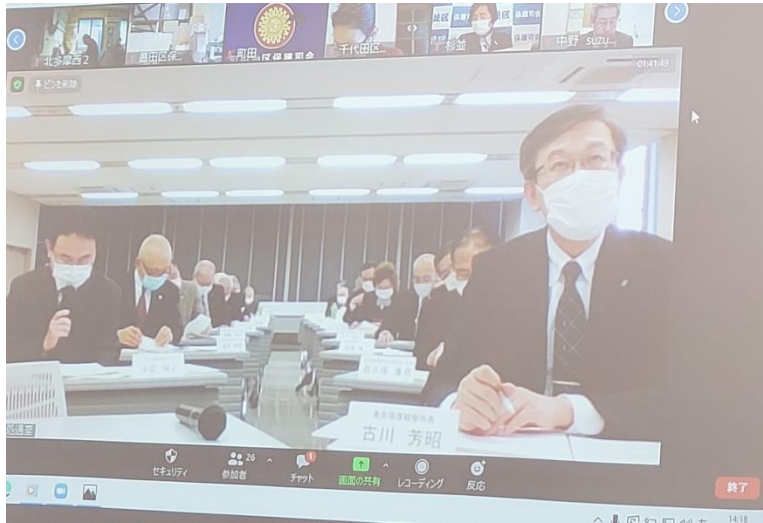
ICT(情報通信技術)化の推進

- 保護司ホームページ(仮称)の開発・運用
報告書等の作成・提出, 資料の閲覧, 保護観察所等からの連絡などをウェブ上で行う
- 会議・協議会開催におけるICT化, 保護司研修でのICT化
- 東京都保護司会連合会ICT化推進担当保護司による「デジタル推進部」(仮称)設置構想

保護司組織・活動におけるICT化の現状

会議・協議会開催におけるICT化

Zoomを利用して観察所と各地区保護司会(サポートセンター等)を繋いでリモート方式で各種会合を開催。



やってみたら面白い！
便利だし，活用してい
けそう。

保護司研修でのICT化



コロナ禍で参集形式の研修を行えないため、テキストのほかパワーポイントのスライドに音声をつけた視聴覚教材(動画)を作成し、講義を自習出来るよう配慮した。

動画はYouTube法務省チャンネルに限定配信したほか、PC再生用とテレビ視聴用の2種類のDVDディスクを各地区保護司会へ送付。



主任官にリモート参加してもらうなど、地域事情に応じて工夫を凝らした自主研修が行われた。

東保連 ICT化推進担当保護司 募集



コロナ禍を背景に社会全体でICT化が加速し、更生保護の分野でも「ICT化の推進」が重点項目とされています。

東保連においても事務局を中心にICT化に取り組んでいくにあたり、より効率的で実効性のある推進を図るため、機器の操作に詳しく、ICT化推進に資する保護司を各地区保護司会から1名（地区の事情により、複数名でも可）選出いただきたく、よろしくをお願いします。

東保連 事務局業務でのICT化推進

- * 機器・通信環境の整備
- * 事務処理システムの構築
- * 保護局から届いたタブレットやWi-Fiルーターの管理



各地区・ブロックでのICT化推進

- * 現状把握と課題への対応
- * 地区・ブロックの実情に応じたテクニカルサポート

関係組織との連携

- * 更女会など関係組織がリモート会合を行う際のサポート等

- * 必要に応じて、◆◆区保護司会での「保護司専用ホームページ」の試行を支援

本年〇月〇日までに、①保護司会名、②氏名、③メールアドレス、④電話番号をメール連絡願います。

【連絡先】●●・▲▲

4 保護司候補者検討協議会等

《課題》

保護司の適任者確保のため、町内会関係者、地方自治体関係者、民生委員など幅広い分野からなる保護司候補者検討協議会の設置を促進

⇒保護司適任者確保について一定の効果があるが、充足率の低下に歯止めがかからない

《支援》

長引くコロナ禍であるが、小さな単位で検討協議会を開催し、適任者確保につなげる

- 東京都内の保護区は規模が大きく、検討協議会を開催しても適任者情報が得にくいいため、小規模での開催を検討
- 適任者確保以外にも、地域における保護司活動への理解を深めるという効果
ただし、保護司適任者情報を得る協議会が、保護司推薦の可否を判断する協議会になっている地区もあり、協議会の趣旨を改めて周知する
- 自治体職員を保護司として委嘱、自治体職員の役職指定で保護司として委嘱しているところもある